

銀行の株式保有制限に関する主な検討事項にかかる意見等

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|----------------------------------|---|--|
| 1 経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ● 政府の緊急経済対策（平成 13 年 4 月 6 日）において、銀行の株式保有の制限について、「我が国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めていくためには、不良債権のオフバランス化促進策とあわせて、銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため」その制度整備が必要とされた。さらに、銀行の株式保有の制限は、「株式持合いの縮小を通じて我が国株式市場の構造改革と活性化を促すとともに、コーポレート・ガバナンスの改善などをも通じ、我が国経済の再生にも寄与する」とされた。 | |
| 2 銀行の財務面の健全性の観点 （銀行のリスク管理の観点） | <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の金融機関（特に主要銀行）は相当程度株式を保有している。このため、株価下落により銀行の自己資本が減少し、銀行の財務面の健全性が損なわれることが、銀行に対する信認や金融システムの安定性に対して悪影響を与えかねないのではないか。 ● 上記のような問題は、銀行のリスク管理に保有株式の価格変動リスクが十分に反映されないまま株式が保有されていることが要因ではないか。従って、銀行が保有株式の価格変動リスクを適切に評価し、それに対応した自己資本を維持することによってリスク管理を適切に行うことが必要ではないか。その場合には、銀行は現状のように大量の株式を保有できないのではないか。 ● 最近の銀行の株式売却傾向は今後も続く予想される上、銀行の株式売却による株価水準への影響は限定的であると考えられることから、銀行の株式保有制限を設けることなく、各銀行の自主的な経営判断に委ねてよいのではないか。また、銀行は種々の資産を保有しており、株式のみに着目した制限は不適當ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行の保有株式（簿価ベース）は、98年3月期の46.4兆円をピークに、直近の2001年1月には、43.4兆円に減少している。 |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|----|---|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行が適切なリスク管理の観点から株式を保有しすぎているのは事実であり、また、持合解消が今後も続く保障はないので、法律で銀行の株式保有に一定のルールを設けることにより、銀行が進めようとしている持合解消を後押しすべきではないか。 ● 銀行は、個人の預金を受け入れるという公共的な機能を果たしているほか、金融のシステミックリスクと密接な関係を持つことから、法律で健全性の維持を要求されている。銀行の株式保有については、このような銀行の性格に鑑み、現在のリスク管理が適切かという点について、十分に検証する必要があるのではないか。また、自己資本の一定範囲を超える株式保有を禁止するといった一律の規制は、過渡的な規制としてはともかく、基本的には適切でないのではないか。 ● 銀行の株式保有については、景気が良い時に株価上昇により銀行の信用供与能力が上がる一方で、不況時に株価下落により信用供与能力が下がるという景気変動の幅を大きくするというプロシクリカリティの問題がある。このような性格を有する資産は他にもあるが、銀行の保有額の大きさを考えると、株式保有制限については、特に対応が必要ではないか。 ● 銀行の保有する株式について全体として健全性に留意することに加えて、特定の企業の株式を大量に保有することのリスクの軽減についての対応が必要ではないか。 ● 新しいB I S 規制の動向にも留意しつつ、規制案を検討すべきではないか。 | |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>3 金融市場への影響の観点（企業の資金調達、個人の資産運用の観点）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国では、いわゆる持合いによる株式保有が行われているが、このような企業評価に基づかない株式保有が、株価形成を歪め、株式市場の健全な発展を妨げてきた要因の一つである。株式市場の健全な発展のために、株式持合の中で中心的役割を果たしてきた銀行の株式保有を制限することが適当ではないか。 ● 我が国の金融・資本市場の将来を考える上で、銀行の株式保有制限を、間接金融中心から直接金融へのシフトという観点から議論することが望ましいのではないか。このような観点から、直接金融を拡充するための施策を幅広く実施することが必要ではないか。 ● 創業期の企業やベンチャー企業は、直接金融を活用することが難しく、企業が成長するために、銀行の出資や融資は大きな役割を果たしているのではないか。 ● 銀行の株式保有を制限とした場合には、銀行に代わって、誰が株式を保有することになるのか。銀行の株式保有を制限するとともに、個人投資家を中心とする一般投資家の株式市場への参入を促進する仕組みを整備することが必要ではないか。個人投資家育成の観点からは、株式市場の信頼回復のための環境整備（不公正な取引の監視の強化等） 直接金融のルートの整備（銀行による株式関連業務の拡大等）を行うべきではないか。 ● 投資信託については、金融システム改革により販売チャンネルが広がった結果、銀行による株式投信の販売は着実に増えており、個人への株式販売の裾野の広がりに貢献している。一般投資家の株式市場への参入の促進という観点から、投資信託等を通じた直接金融へのルートを更に整備することが必要ではないか。また、企業年金の資産は毎年増加しており、株式市場にもかなり流入している。このような機関投資家による株式投資についても、直接金融と間接金融の関係といった観点から、その役割が期待されているのではないか。 | |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|-------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 直接金融と間接金融の関係が変化していく中で、我が国の銀行が、金融仲介機関として財務の健全性を維持し、その機能を強化していくためには、顧客サービスの拡充等を実施するとともにどのようにして収益源を確保するかというビジョンが必要ではないか。 ● 近年、銀行は株式売却を進めているが、売却額と株価動向との間の相関関係は大きくないと考えられる。但し、銀行の株式保有制限の導入にあたっては、株式市場にどのようなインパクトを与えるかという点をも考慮する必要があるのではないか。また、銀行保有株式取得機構については、株式市場へのインパクトを考慮し、やむを得ない場合だけに留めるべきではないか。 | |
| 4 株式持合及びコーポレート・ガバナンスの観点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式持合は、戦後、いわゆる資本自由化の時代に企業の経営権を守るために本格化し、その後、1980年代後半のバブルの時代にエクイティ・ファイナンスによって加速された。 ● 株式持合は、銀行に企業グループの維持や融資等のビジネス・チャンスを提供する一方で、企業に安定株主の確保というメリットを提供したため、株式の保有は議決権の行使を前提としたものではなかった。このことが、経営監視という意味でのコーポレート・ガバナンスが適切に行われたい要因となつたのではないか。また、コーポレート・ガバナンスが適切に機能しないことが、我が国の産業の構造改革が遅れている要因の一つとなつていないか。 ● 株式持合については、過去には、安定的取引関係の維持や資金調達効果、長期的視点の経営といった意味合いがあつたが、近年は、株式持合のメリットが薄れ、企業は資本効率やキャッシュフローを重視した経営を求められる結果、株式持合を認容できなくなり、持合解消が進んでいるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本の投資部門別株式保有比率では、個人18.0%、金融機関29.3%(うち銀行17.7%)であるのに対して、米国では、個人43.6%、金融機関8.1%となっている。 |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|----|---|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="562 245 1603 432">● 株式持合は解消傾向にあるが、株式持合が事業自体と結びついているために、事業への影響を考慮して株式売却が進まない場合もあるのではないか。また、持合が安定株主を提供する機能を現在でも一定程度果たしているため、現在のコーポレート・ガバナンスの構造を変化させるところまでは持合解消が進まない可能性もあるのではないか。 <li data-bbox="562 485 1603 632">● 企業の多くは、国際化の流れや外国人持合比率の上昇などを背景に、株主に対するIR（インベスター・リレーションズ）活動の強化やコーポレート・ガバナンスが機能するための努力を既に行っており、今後さらに持合解消が進んだとしても、そのこと自体に問題があるとは考えていないのではないか。 | |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|--|--|--|
| 5 株式保有制限の方法 (1) 保有制限の方法についての基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行が保有株式の価格変動リスクを適切に評価した上で、それを反映したリスク管理することを求めるという観点からは、例えば、自己資本の一定範囲を超える株式保有を禁止するといった一律の規制を設けることは、基本的には、適切でないのではないか。むしろ、リスクに応じた自己資本を割り当てることができる銀行はその範囲内において株式を持てる制度とすべきではないか。 ● 銀行によるベンチャー企業育成の役割に鑑みると、株式保有を総量規制のような形で一律に制限することは、銀行による新たな株式投資が困難とし、問題ではないか。 ● 近年の銀行規制の国際的な潮流は、銀行の自己管理を重視すべきというものであり、株式保有のリスクに応じて銀行自身が適切なリスク管理を行っていくことが重要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・米国では、グラス・スティーガル法によって、銀行は、原則として自己勘定で事業法人の株式を保有できない。但し、グラム・リッチ・ブライリ-法によって、銀行の持株会社及び証券子会社等は、事業会社の株式を保有できる。 ・グラム・リッチ・ブライリ-法施行のための規則案では、株式保有リスクに対応するため、株式への投資額の8%～25%を銀行の持株会社の自己資本(Tier 1)から控除するとされている。 ・ドイツでは、銀行は、議決権の10%以上を有する事業会社の株式を、1社で銀行の自己資本の15%を超えて保有してはならない、かつ、銀行は、議決権の10%以上を有する事業会社の株式を、総額で銀行の自己資本の60%を超えて保有してはならないとされている。但し、又はの超過額を銀行の自己資本から控除する場合には、又はの制限を超えることができる。 |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|-------------------------|---|--|
| (2) 株式保有制限の具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の銀行の健全性規制(自己資本比率規制)では、株式保有リスクについて、基本的には信用リスクとしてのリスク評価(リスクウエイト100%でリスクアセットに算入)だけが行われており、株式の価格変動リスクに対応した健全性規制とはなっていない。 ● 株式の価格変動リスクを銀行の自己資本比率規制に適切に反映させる方向で見直すべきではないか。この場合、株式の価格変動リスクについては、市場リスク計測のための一般的手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)手法を考慮することが適切ではないか。 ● 実際の株式の価格変動リスクをバリュー・アット・リスク(VaR)手法に基づき考えると、現在の自己資本比率規制における株式のリスクウエイト(100%)は過小ではないか。 ● VaR手法に基づく株式の価格変動リスクは、各銀行のポートフォリオに応じて異なるので、標準的なリスクウエイトを設定するとともに、一定の手法に基づく自己モデルによる算定方法を認めることも考えられるか。 ● 株式売却のインセンティブを高める観点から、株式保有額の増加に応じて株式のリスクウエイトを高くする方法も考えられるか。 ● 銀行の保有株式を段階的に減少させていくという観点から、当面は、例えば、株式保有総額を自己資本額の一定範囲内に制限するといった方法を採用することも考えられるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新BIS規制案では、重大でない少数持分投資の株式について、標準的手法(現在の株式リスクウエイトの100%を維持)と、内部格付手法が提案されている。内部格付手法によるリスク評価としては、信用リスクを中心に把握すべきとの議論と信用リスクだけでなく株式の価格変動リスクをも考慮すべきではないかとの議論が行われている。 |
| (3) 一の会社の株式の保有制限・大口融資規制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行法では、銀行経営の健全性確保の観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するため、事業会社の発行済株式の5%以上の株式取得を原則禁止している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・独禁法では、金融機関による事業支配力の過度の集中を未然に防止し、公正かつ自由な競争を促進する観点から、事業会社 |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|----|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式はリスクを伴う金融商品だという側面のほかに、支配証券で企業経営に関わるという側面があるが、産業支配の問題は基本的には独禁法で対応する問題であることから、銀行の株式保有規制を見直すにあたっては、銀行法の5%ルールも見直すことが妥当ではないか。なお、そもそも、銀行の産業支配という問題意識自体が時代に合っていないのではないか。 ● 銀行の健全性維持の観点から、銀行の保有する株式の価格変動リスクを全体として健全性規制に反映させたとしても、特定の会社の株式を大量に保有している場合には、特定企業への集中リスクが存在するのではないか。 ● 銀行法には、特定企業への集中リスクを排除するための規制として、現在、大口信用供与等規制があり、銀行の同一企業に対する信用供与等（融資及び株式保有）の額は、当該銀行の自己資本の額に一定比率を乗じた額（企業単体で25%、企業グループで40%）を超えてはならないとされている。また、銀行法の5%ルールが、結果的に、銀行の株式保有が特定の企業の株式に集中することをある程度排除する機能を果たしている。銀行の株式保有規制の見直しにあたっては、株式保有の集中リスクの排除という観点から、これらの規制について、十分に機能するものであるか、見直しが必要ではないか。 ● このような観点から、特定の株式の価格変動リスクが過大となる可能性があることに鑑み、新BISの議論等を参考として、大口信用供与等規制などで何らかの対応をすることが必要ではないか。 | <p>の発行済株式の5%以上の株式取得を原則禁止している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独禁法の5%ルールについては、「規制改革推進3か年計画」において、「事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し、平成13年度中に結論を得て、平成14年度中に所要の措置を講ずる」とされており、公正取引委員会において既に検討を開始している。 ・新BIS規制案では、重大な少数持分投資については、個社宛で銀行の自己資本（Tier 1 + Tier 2 控除項目）の15%以上又は投資合計で銀行の自己資本の60%以上を保有する場合には、当該超過額を銀行の自己資本から控除することとしている。 |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|--------|--|--|
| 6 規制対象 | <p>(1) 規制対象の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式保有規制の対象となる金融機関の範囲について、どのように考えるか。預金等取扱金融機関については、原則として対象とすべきではないか。銀行単体だけでなく、銀行・銀行持株会社グループをも規制の対象とすべきではないか。 ● 信用金庫以下の協同組織業態への適用について、どのように考えるか。 ● 信託勘定は銀行の健全性維持と直接の関係がないため、信託勘定を株式保有規制の対象外とすることが適当ではないか。 <p>(2) 株式の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式保有規制の対象となる株式の範囲は、基本的には、広く考えることが適当ではないか。 ● 株式の価格変動リスクに対応するために銀行の株式保有規制を導入するという観点からは、対象を価格変動リスクのある上場・店頭登録株式に限定することが適当ではないか。ベンチャーや地場産業の株式等の非上場・未登録株式については、基本的には信用リスクで対応すべきではないか。この場合でも、現行のリスクウエイト(100%)は高くする方向で見直すべきではないか。 ● デット・エクイティ・スワップによって取得した株式等については、政策目的をも考慮した上で、その取り扱いを決めることが必要ではないか。 | <p>・ 時価法の下においても、非上場・未登録株式の評価については、基本的に市場がないため、簿価に基づく評価が中心となるものと考えられる。</p> <p>・ 緊急経済対策(平成13年4月6日)において、「デット・エクイティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の5%ルールの運用の明確化を図るとともに、流動化促進等を検討する。」とされている。</p> |

| 項目 | 意見・論点等 | 備考 |
|--------|--|--|
| 7 移行期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保有株式の売却は市場インパクトを考慮し慎重に行うと同時に、事業会社の理解を求める必要もあるので、規制の施行までに、ある程度の経過期間が必要ではないか。その一方で、構造改革的な視点を考えると、経過期間をあまり長く設けることは適切でないのではないか。 ● 新 BIS 規制は 2004 年から適用されるため、新規制の導入タイミングと合わせて、新しい株式保有ルールを適用することが適当ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ EU においては、株式保有制限の EU 規則導入にあたっての、猶予期間は 10 年とされた。 |